

障害のある子どもとその家族を支える取組に関する
要 望 書

三重県立特別支援学校西日野にじ学園 PTA

令和5年10月31日

四日市市長

森 智広 殿

要 望 事 項

平素は四日市市の子どもたち、とりわけ障がいのある子どもたちの教育、福祉、防災減災、更には障がい者に対する理解増進など様々に取り組んで頂いております事に厚く感謝申し上げますと共に、三重県立特別支援学校西日野にじ学園（以下、西日野にじ学園）PTAにおきまして例年開催させて頂いております、四日市市の健康福祉部障害福祉課、こども未来部こども発達支援課との福祉要望懇談会の折には、ご担当者に西日野にじ学園まで足を運んでいただき、直接保護者の声を聞いて頂いております事に心から感謝申し上げます。

本年も去る8月4日に開催した福祉要望懇談会では、保護者からの多くの質問に対して真摯にお答え頂いたところですが、しかしながらまだまだ積み残された課題が多い現状があると共に、新たな課題も出てきております。

つきましては、こういった課題について、その解決、改善、またサービス向上に向け、市の取り組みをさらに加速して頂きたく、要望として下記に取りまとめを行いました。

記

【障がい福祉関係】

○グループホームについて

将来的にグループホームへの入居を希望している家族は多く、希望者が入居できる十分なグループホームの設置（確保）をお願いします。その際、障がいの種別、程度（特に重度）などに合わせたニーズに答えられるよう計画的な推進をお願いします。

また、グループホームに関する情報として、県のHP等へアクセスしやすい、又、各施設のリーフレットなどを参照しやすい環境整備をお願いします。

○日中一時支援について

卒業後の居場所の選択肢を増やすため、近隣市町の日中一時支援の相互利用を可能として頂くようお願いします。

○卒業後（18歳以降）の夕方（15：00～18：00）支援について

特別支援学校高等部を卒業すると「放課後等デイサービス」の利用が出来なくなります。これは、18歳を超えるとそれまでの児童福祉法によるサービスから障害者総合支援法へのサービスに切り替わる事によるものです。進学や就職が難しい場合、「就労継続支援B型」や「生活介護事業所」を利用することになりますが、いずれもおよそ15：00までのサービス提供となっており、15：00以降の居場所の確保は基本的に自宅に限定されてしまう場合が多くなります。このような事を理由に保護者の就労条件にも大きな影響を及ぼし、子どもの卒業のタイミングで就労を諦めたり、パートに切り替えたりするケースも少なくありません。

つきましては、15：00～18：00の時間帯、在学時に児童福祉法のサービスが提供されていた時間帯における居場所の確保の為に日中一時支援事業（夕方支援型）の創設をお願いします。

併せて夕方支援における課題として人材不足があります。この人材不足を補うため、保護者の（我が子に対する）介助等を福祉支援（就労）と捉えた制度導入の検討を要望します。

夕方支援に関しては卒業後の急激な生活（家計）環境変化の緩和対策として強く要望します。

○放課後等デイサービス等事業所の運営について

放課後等デイサービス利用の際、合理的配慮や適当な支援が得られていない状況が散見されます。このような場合に相談に乗って頂きますようお願いいたします。

○障害児施設（放課後等デイサービス等）の利用負担について

児童福祉法に基づく障害児を対象とするサービスにおいて放課後等デイサービス等の利用においては、負担上限額が定められているが、区分「一般2」になると37,200円まで急激に負担限度額が上昇します。激変緩和対策として負担限度額の上昇を一定程度緩和する（段階的となる）ような制度の変更を国へ働きかけると共に、市としての支援策の検討をお願いします。

○相談窓口について

児童福祉法を所管することも未来部、並びに障害者総合支援法を所管する健康福祉部のそれぞれの窓口について、その一元化を希望します。現在それぞれの窓口は市役所本館、総合福祉会館と建物も異なり、相談に訪れる上での大きなハードルとして感じております。併せて窓口担当者におかれましては各法律（制度）に関する理解促進、保護者などからの相談や問い合わせに対する内容を蓄積、共有して頂く事を希望します。更には、西日野にじ学園に関する情報の共有もお願いします。

○各種手続きについて

受給者証の申請など各種手続きにおいて、書類が多く煩雑で、診断書の提出を求められることが多い状況です。特に診断書の取得には時間と費用が必要であり、保護者にとって大きな負担となっています。各種手続きにおいて、簡素化を図ると共に、診断書の必要性について、また代替の方法についてご検討頂きますようお願いいたします。

【医療関係】

○児童精神科医の確保について

県立子ども心身発達医療センターにおいて県内の小児科医を対象に発達障がいに関する連続講座を開催しています。これは地域で児童精神の分野において初診の診断機能もった医療機関（医師）を確保するためのものです。県内では四日市市内も含めて多くの医師が受講されています。しかしながら、その情報が届いていないため、四日市市内の多くの子どもたちは未だに、県立子ども心身発達医療センターへの受診（初診）を余儀なくされています。よって、市内において連続講座を受講・修了された医師に関する情報の提供（公表）を求めます。

○子どもの医療費助成について

現在、四日市市では中学校3年生まで医療費が無料であるが、これを18歳（高等部3年生）まで拡充を求めます。特に障がい児（18歳未満）は障がい者（18歳以上）になると障がいの要件が制度に該当すると医療費が無料になることから、高等部の3年間においても切れ目のない助成制度の確立を求めます。

【防災減災関係】

○西日野にじ学園の在校生のための避難所指定について

大規模災害発生時には特に重度の知的障がいのある子どもたちが地域の避難所で過ごすことは困難を極めます。よって西日野にじ学園を在校生（菰野・川越・朝日町含む）のための避難所として指定し、救援物資の調達など避難所としての機能強化を図って頂く事を要望します。

【教育委員会関係】

○副次的な籍（以下、副次籍）の推進について

西日野にじ学園に通う子ども達は本来、地元地域の学校に通学する権利が保障されておりますが、障がい理由に西日野にじ学園に在籍しています。地域共生社会の実現、インクルーシブ教育の観点から地元地域の学校への副次籍の導入はとても大切です。現在、市内でモデル校を選定し副次籍を導入して頂いておりますが、更なる拡充を求めます。

副次籍は西日野にじ学園児童・生徒とその家族にとって地元地域との繋がりをより強固なものとする事が期待できると共に、地域の学校の子供達やその家族に対して、我々の“存在”をより身近に感じ、知って頂く機会の創出につながるものです。

○不登校児童生徒に対する支援について

障がい児（小・中）が不登校になってしまった時、教育支援課のプレイセラピーしか利用できない状況です。「登校サポートセンターふれあい教室」を障害児でも利用しやすいよう環境整備をお願いします。

【障がい児・者の理解増進について】

○交通機関における障がい者への合理的配慮について

本年市内の鉄道にてホームから線路上に落下し、周囲のサポートを得られずに列車にひかれ死亡するという痛ましい事故が発生しました。交通機関における関係者および利用者に対しても障がい児・者に対する理解増進を行い、合理的配慮が得られる環境整備をお願いします。

（差出人）

三重県立特別支援学校西日野にじ学園 PTA 会長

山内 道明

三重県立特別支援学校西日野にじ学園 PTA 副会長

山田 しずか

三重県立特別支援学校西日野にじ学園 PTA 副会長

佐藤 千夏（教頭）